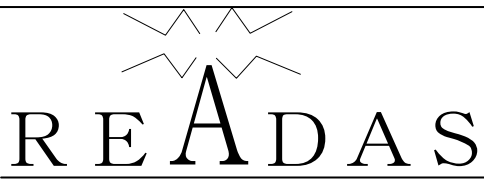


第 4701 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 3日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 交際費課税の改正

Q：接待交際費の課税が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A：定額控除限度額が600万円から800万円になるとともに、定額限度控除額までの損金不算入額が10%からゼロになりました。

【解説】

交際費というのは、得意先と親睦を深め、その歓心を買うことによって取引関係の円滑化を図り、ひいては収益の拡大をはかることを目的として支出するものですから、企業会計では費用として取り扱われています。

しかし、法人税では、交際費等のなかには冗費的支出も多いことから、交際費等に一定の限度額を設け、その限度額を超える金額については、損金の額に算入しないこととされています。

ただし、この取扱いは期末資本金の額が1億円以下の法人にのみ適用され、1億円超の法人についてはその全額が損金の額に算入されません。

今年度の税制改正では、次のようになりました。

①これまで

- ・年600万円
- ・支出交際費等の額のいずれか少ない額(A)
損金算入限度額 = (A) - (A) × 10%

②改正後

- ・年800万円
- ・支出交際費等の額のいずれか少ない額(B)
損金算入限度額 = (B)

